

標準様式例7-2（コンサルタント）

（第1回）契約変更の内容

変更契約年月日	令和7年2月19日
契約業者	日本振興株式会社東京支店
契約業者の住所	東京都千代田区東神田1-7-8
業務の名称	R6北首都国道用地調査点検等技術業務
業務場所	一般国道4号東埼玉道路事業(埼玉県八潮市八條地先から埼玉県春日部市下柳地先まで) 一般国道468号首都圏中央連絡自動車道事業(埼玉県幸手市木立地先から茨城県つくば市高須賀地先まで) 一般国道298号東京外かく環状道路事業(埼玉県和光市新倉地先から埼玉県三郷市高州地先まで)
業務区分	補償関係コンサルタント業務
業務概要	業務目的 本業務は、北首都国道事務所における道路の整備事業等に必要な土地の取得及びこれに伴う損失の補償等に関する業務の一部を委託するものである。 業務の内容 本業務の内容は以下のとおりである。 なお、発注者が受注者にする指示及び承諾行為は受注者の主任担当者に対して行うため、実施する担当技術者及び業務に従事する者は主任担当者の管理下において作業を行うものである。 1)用地調査等の工程管理補助 2)調査書等の点検・調製確認 3)用地関係資料の作成 4)記録簿等の作成 5)現地確認調査 6)資料収集調査
履行期間(自)	令和6年4月1日
履行期間(至)	令和7年3月31日
変更前の契約金額	6,050,000 円(税込み)
変更金額	+781,000 円(税込み)
変更後の契約金額	6,831,000 円(税込み)
変更理由	用地調査等の工程管理補助の数量精査に伴い増工する。 調査書等の点検・調製確認の各項目の数量精査に伴い減工する。 用地関係資料の作成の各項目の数量精査に伴い増工する。 記録簿等の作成の各項目の数量精査に伴い減工する。 現地確認調査の数量精査に伴い増工する。 資料収集調査の数量精査に伴い減工する。 用地測量業務について数量精査に伴い増工する。 再算定業務について数量精査に伴い増工する。